

公園管理について

平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）

岐阜ファミリーパークは、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市都市公園条例第25条の規定に基づき、効果的かつ効率的に管理することができる指定管理者に当共同体が指定されました。

平成15年6月の地方自治体の改正により導入されました指定管理者制度は、岐阜市議会の議決を経て、岐阜市が指定する法人、その他の団体が公園の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

施設の管理運営にあたって、当共同体は、多様化する施設利用者のニーズに効果的・効率的に対応するため、共同体が持つ能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図り、コストの節減に努め公園及び公園施設の整備の維持管理等を確実にを行います。

以上